

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
決 定 価 格 (A)			270,406,600,958	86,027,174,244	158,871,995,671	25,507,431,043
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 第 三 四 九 条 の 三	第9項 (日本放送協会)	42,634,752	31,625,856	10,532,414	476,482
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	5,216,126	-	351,642	4,864,484
		第11項 (登録有形文化財等)	6,360,790	-	840,521	5,520,269
	第 三 四 九 条 の 三	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	1,500,451	-	1,025,305	475,146
		第16項 (海洋研究開発機構)	1,377,625	-	236,576	1,141,049
	第 三 四 九 条 の 三	第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	750,049	672,422	77,627	-
		第19項 (水資源機構)	861,370	474,110	387,260	-
	第 三 四 九 条 の 三	第20項 (特定地方交通線)	3,468	-	3,468	-
		第22項 (科学技術振興機構)	34,880	-	24,968	9,912
	第 三 四 九 条 の 三	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	66,967	-	61,260	5,707
		第24項 (関西国際空港株式会社)	1,653,786	11,093	1,498,946	143,747
	第 三 四 九 条 の 三	第25項 (日本電気計器検定所)	300,642	300,642	-	-
		第26項 (日本消防検定協会)	-	-	-	-
	第 三 四 九 条 の 三	第27項 (小型船舶検査機構)	-	-	-	-
		第28項 (軽自動車検査協会)	703	-	703	-
	第 三 四 九 条 の 三	第30項 (信用協同組合等)	207,433	-	164,750	42,683
		第33項 (中部国際空港)	-	-	-	-
	第 三 四 九 条 の 三	第36項 (社会保険診療報酬支払基金)	100,958	-	100,958	-
		第37項 (自動車安全運転センター)	-	-	-	-
	法 附 則 第 一 五 条	第2項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	-	-	-
		第9項 (特定路外駐車場)	5/6	-	-	-
	法 附 則 第 一 五 条	第13項 (心身障害者多数雇用事業所)	7/8	-	-	-
		第14項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	5/6	220,348	19,448	138,660
	法 附 則 第 一 五 条	第15項 (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	511,833	496,491	15,342
		第26項 (中核的卸売市場構築事業)	3/5	132,361	132,361	-
	法 附 則 第 一 五 条	第29項 (鉄道の地方卸売市場構築事業)	1/2	1,448,704	-	1,448,704
		第32項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	12,905	8,064	3,652
	法 附 則 第 一 五 条	第34項 (並行在来線の譲受資産)	3/4	70,791	70,791	-
		第38項 (鉄道事業者等が駅で行う改良工事)	1/2	557,324	-	340,286
	法 附 則 第 一 五 条	第41項 (特定用途港湾施設)	2/3	495,876	86,126	405,990
		第42項 (一般廃棄物処理施設)	1/2	-	-	-
	法 附 則 第 一 五 条	第44項 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	1/2	1,078,351	-	1,078,351
		第45項 (都市利便施設)	1/2	4,195,177	1,210,320	2,632,271
法 附 則 第 一 五 条	第47項 (成田国際空港株式会社)	1/2	954,038	887,524	66,514	
	第48項 (国立大学の校舎)	1/2	586,887	-	586,887	
法 附 則 第 一 五 条	第49項 (地下駅火災対策施設)	1/2	73,620	-	73,620	
	第50項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)	2/3	-	-	-	
法 附 則 第 一 五 条	第51項 (港湾施設)	1/2	-	-	-	
	第52項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)	2/3	104,000	-	104,000	

区	分	特 例 率	全国計				
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 五	第55項 (特定外資埠頭指定会社等)	1/2	-	-	-	-
			3/5	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第2項 (3島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	13,856,326	2,858,523	10,205,218	792,585
		第1項 (3島等に係る承継特例)	3/5	5,878,471	3,224,278	2,200,153	454,040
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第1項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	14,016,167	3,737,685	8,954,656	1,323,826
		第2項 (3島等に係る基盤整備事業)	-	1,176,862	632,969	264,900	278,993
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第2項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	27,017	-	19,871	7,146
		第5項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第3項 (地下道等)	1/2	242,928	227,486	15,442	-
		第10項 (特定地方交通線)	1/4	77,625	-	8,918	68,707
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気検定所)	1/6	176,446	174,033	-	2,413
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第5項 (日本消防検定協会)	1/6	1,319,735	956,327	363,408	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	183,776	80,381	103,395	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	791,693	122,362	610,875	58,456
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	2/3	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
		第9項 (指定法人等の大規模外資埠頭)	1/2	1,388,685	1,388,685	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	-	-	-	-
		第3項 (海洋科学技術センター)	2/3	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第8項 (高圧ガス保安協会)	1/6	2,165	-	-	2,165
		第10項 (農山漁村電気施設)	1/3	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第11項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	10,507,236	7,171,817	2,555,411	780,008
		第17項 (地方卸売市場)	3/4	73,856	-	68,396	5,460
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第17項 (地方卸売市場)	4/5	197,781	111,779	86,002	-
		第18項 (介護老人保健施設)	3/4	5,604,893	2,177,605	2,328,836	1,098,452
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第1項 (民法活の特定施設)	2/3	-	-	-	-
		第9項 (日本電気検定所)	1/3	138,969	138,969	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-
		第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	457,737	199,161	258,576	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,827,089	563,611	1,168,220	95,258
		第11項 (高圧ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第15項 (農山漁村電気施設)	1/2	56,799	-	39,419	17,380
		第17項 (特定路外駐車場)	1/2	69,584	28,595	40,989	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第17項 (特定路外駐車場)	2/3	409,013	18,063	390,950	-
		第14項 (輸入拡大・流通システムの効率化の物流施設)	1/2	8,416,633	5,652,242	2,663,950	100,441
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第20項 (介護老人保健施設)	3/4	574,212	407,092	118,192	48,928
		第21項 (公的医療機関の譲受資産)	5/6	15,529,814	5,337,948	8,020,582	2,171,284
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第21項 (公的医療機関の譲受資産)	2/3	606,939	-	606,939	-
		第23項 (国の機関との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第 一 附 則 三	第23項 (国の機関との共同研究施設)	3/4	70,750	-	70,750	-
		第26項 (中核的卸売市場構築事業)	1/2	1,020,217	227,724	792,493	-

区		分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計
				法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平成十七年	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,972,450	1,972,450	-	-
		第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-
		第11項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	6,043,309	3,763,937	2,054,906	224,466
			5/6	552,945	545,090	7,855	-
		第14項 (特定路外駐車場)	5/6	622,158	332,797	289,361	-
		第20項 (化製場)	1/2	268,584	26,190	25,073	217,321
		第21項 (飼料製造施設)	1/2	884,142	122,468	719,169	42,505
	平成十八年	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	13,540	-	13,540	-
			2/3	35,174	28,899	-	6,275
		第15項 (特定路外駐車場)	7/8	66,199	-	66,199	-
		第17項 (介護老人保健施設)	7/8	10,018,496	4,000,224	4,927,013	1,091,259
		第18項 (外資埠頭公社が平成10年4月10日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	-	-	-	-
			1/5	1,673,183	1,549,409	97,690	26,084
		第25項 (中核的卸売市場構築事業)	1/2	1,174,826	1,174,344	482	-
	第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	2/3	1,043,970	742,724	301,246	-	
	平成十九年	第2項 (高压ガス保安協会)	1/2	7,984	-	7,984	-
		第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	10,764,596	2,004,045	5,823,763	2,936,788
			5/6	927	927	-	-
		第4項 (特定自転車駐車場)	2/3	-	-	-	-
		第5項 (特定路外駐車場)	7/8	74,309	-	74,309	-
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2	170,803	170,803	-	-
			3/4	-	-	-	-
	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2	-	-	-	-	
	平九期条 成年第 十期八	第1項 (特定信用協同組合等)	53/100	134,098,109	50,531,029	78,697,916	4,869,164
		第2項 (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	52/100	130,969,440	15,298,545	100,874,072	14,796,823
	計		(B)	461,022,454	156,767,420	259,066,119	45,188,915
	課 税 標 準 額		(A) - (B)	269,945,578,504	85,870,406,824	158,612,929,552	25,462,242,128

- 課税標準額等 -

- 課税標準額等 -